

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サモア	気象観測・災害対策向上計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	気象観測・災害対策向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	745,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.10 アピアで (同日)	日本側 高橋利弘在サモア大使 サモア側 フアウムイナ・テイアア・リウガ資源・環境大臣	H22. 3.25 117号
サモア	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H23. 3.31まで	H22. 6.29 アピアで (同日)	日本側 高橋利弘在サモア大使 サモア側 フアウムイナ・テイアア・リウガ資源・環境大臣	H22. 7.13 337号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。